

別表 1 (規 程第 5 条関 係)

経	歴	換 算 率
他の社会福祉法人等 における 職員としての 在職期間	職員の職務とその種類が類似し、その経験が 直接役立つと認められる 職務に従事した 期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
その他の期間	教育、医療等に関する 職務等特殊の知識、技 術又は経験を 必要とする 職務に従事した 期間 で、その職務についての経験が職員としての 職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した 期間で、その 職務についての経験が職員として の職務に役 立つと認められるもの	50/100以下
	その他の期間	25/100以下

別表 2 (規程 第 14 条、第 15 条関係)

< 職 員Ⅰ 種 >

	期末手当	勤勉手当	計
6月に支給する場合	125/100	70/100	195/100
12月に支給する場合	135/100	65/100	200/100

< 職 員Ⅱ 種 >

	期末手当	勤勉手当	計
6月に支給する場合	90/100	60/100	150/100
12月に支給する場合	90/100	60/100	150/100

別表3（規程第14条第2項）

期末手当	在 職 期 間	割 合
	6ヶ月	100/100
	5ヶ月以上6ヶ月未満	80/100
	3ヶ月以上5ヶ月未満	60/100
	3ヶ月未満	30/100

別表4（規程第15条第2項）

	勤 務 期 間	割 合
勤 勉 手 当	6ヶ月	100/100
	5ヶ月15日以上 6ヶ月未満	95/100
	5ヶ月以上 5ヶ月15日未満	90/100
	4ヶ月15日以上 5ヶ月未満	80/100
	4ヶ月以上 4ヶ月15日未満	70/100
	3ヶ月15日以上 4ヶ月未満	60/100
	3ヶ月以上 3ヶ月15日未満	50/100
	2ヶ月15日以上 3ヶ月未満	40/100
	2ヶ月以上 2ヶ月15日未満	30/100
	1ヶ月15日以上 2ヶ月未満	20/100
	1ヶ月以上 1ヶ月15日未満	15/100
	15日以上 1ヶ月未満	10/100
	15日未満	5/100